

令和 8 年熊本地震に伴う地図証明書への付記について

国土地理院において、令和 8 年熊本地震により地殻変動が観測されたため、地震発生地域及びその周辺に位置する基準点成果の公表が停止されています。

そのため、上記の地殻変動により、本地震の発生前に作成された登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（公共座標値が記録されているものに限る。以下、地図と併せて「登記所備付地図等」という。）の図郭等の座標値が、現在の座標値と異なる可能性があります。

このような状況を踏まえ、令和 8 年 8 月 1 7 日から、本地震により基準点成果の公表が停止されている市町村（下記リンク「令和 8 年熊本地震に伴う基準点成果の公表停止について」参照）に関する登記所備付地図等の地図証明書（電子化された登記所備付地図等の内容を証明した書面）について、その内容が本地震の発生前の内容であることを付記する運用を実施しますので、お知らせします。

なお、地積測量図の図面証明書については、このような付記がされませんので、作成年月日を確認の上、その取扱いに御留意いただくようお願いいたします。

参考 国土地理院ホームページ

令和 8 年熊本地震に伴う基準点成果の公表停止について

<https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/R8-kumamoto-earthquake-seika.html>

令和 8 年熊本地震に関する情報

https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/20260728_kumamoto_earthquake.html